

平成25年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者コースA日程入学試験第2次選抜

民事系科目

時 間 13：15～17：00

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、
③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やP H Sを時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。
これらは、予め机上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけて、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあったら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出てください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で5枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～5の5つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。なお、解答用紙が足りなくなったら場合は、解答用紙の追加分を渡しますので、監督者に挙手で合図してください。解答用紙の追加分を使用する場合は必ず、上段の問題番号記載欄に、対応する問題番号を記入してください。
9. 試験時間は、225分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったときや、トイレに行く必要があるときなどは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出てください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の 5 問、問題 1 から問題 5 にすべて解答せよ。

(配点：全問とも 50 点)

問題 1 ([設問 1] 25 点、[設問 2] 25 点)

以下の事実関係を読み、各設間に答えなさい。

【事実関係】

定年退職を迎えた A は、2008 年 4 月、老後資金獲得のために、下記の経緯によって自己の所有する山林 1ha(以下、本件山林という)を 100 万円で B に売却した。

この価格は当該地域の山林の相場(300 万円/ha)よりも低廉であったが、購入前に B と話をした際に、B は、「本件山林の周辺部は以前は沼地であったこともあって地盤が弱く、本件山林の開発可能性は全くない」という説明をしたので、A はこの価格での売却を決意した。しかし、本件山林も含めた周辺部については、数年以内に大手不動産業者が大規模な住宅団地造成のプロジェクトを進める予定であった。B は、本件山林も含めた周辺の土地を安く買い集めて不動産業者に高く転売することを狙っていたために、あえて A にそのような説明をした。A は、B の上記の説明を信じて、B に本件山林の所有権登記を移すとともに B から 100 万円を受け取ったのであった。

その後、2010 年 4 月、A は、B の上記の説明が全くのたらめであることを知った。激怒した A は、同年 5 月 7 日、B との間の契約を詐欺を理由として取り消した。

ところが、B は、翌 5 月 8 日に、同じく転売利益の取得を目的として山林を探していた C
に対して本件山林を 500 万円で売却して所有権移転登記も済ませた。

[設問 1]

C は、A に対して本件山林の所有権の取得を主張することができるか。法律構成を示して論じなさい。

[設問 2]

下線部に代えて、B は 2009 年 4 月 10 日に転売利益の取得を目的として山林を探していた C に対して本件山林を 500 万円で売却していたとする(ただし、C の所有権移転登記は未済であった)。その他の事実は本文と同じ場合、C は所有権を取得することができるか。法律構成を示して論じなさい。

問題2

以下の事実関係を読み、設問に答えなさい。

【事実関係】

Aは東京でフランス料理店を営んでいた。Aの店では、牛肉については、山形牛を使用しており、いつも埼玉の精肉卸業者Bに注文していた。

2012年9月1日に、いつものように、AはBに、山形牛100キロを200万円で注文した。

Bは注文を受けた精肉を配達するための冷蔵車を、いつも、レンタカー業者Cから借りていた。

今回も、BはAから注文を受けた精肉100キロを、埼玉のBの店から、東京のAの店に配達するために、Cから冷蔵車を借りて、同年9月2日の午前9時に、B自らが運転して、東京のAの店に向けて出発した。いつもなら1時間程度で着くところが、ちょうど高速道路で事故があり、大渋滞に巻き込まれてしまった。さらに、午前11時ごろに冷蔵車の冷蔵装置が故障してしまい、ちょうど残暑も厳しかったことも重なって、配達中の牛肉は全て売り物にならなくなってしまった。その結果、Aの店では、急きょメニューから牛肉を削除し、別のものに変えるなどの対応に迫られた。しかし、山形牛のステーキはAの店の看板メニューであり、予約のキャンセルが相次ぎ、その日一日で、50万円ほどの営業損害が生じた。

〔設問〕

以上の事実関係の下で、AはBに対して損害賠償を請求できるか。理由も含めて答えなさい。

問題3 ([設問1] 10点、[設問2] 20点、[設問3] 20点)

以下の事実関係を読み、各設問に答えなさい。

【事実関係Ⅰ】

A男とB女とは、昭和60年に婚姻をし、10年間同居した後に別居が続くようになり、事実上の離婚状態となった。

別居の開始とほぼ同時に、AはC女と同居するようになった。Cには離婚した夫との間に未成年の子Dがあり、Aは給与を得てCおよびDとの生活を維持し、Cは家事に専念していた。またAが体調を崩し入退院を繰り返していた時期には、CはAの看病の他、Aの医療費を工面するため、短期間ではあるが、パートで時間給を得る労務に従事することもあった。

Aは、Dが成人したとき、Dを自らの養子にするためにDとの間で養子縁組の相談をし、Bにそのことを連絡せずに、平成16年10月1日に養子縁組の届出をし、これが受理された。

【事実関係Ⅱ】

Bは、平成18年12月25日に、AとDとが養子縁組をした事を知り、Aに対しDを養子とすることには反対であるとの意思表示をし、苦情を述べた。しかしAは明確な返答をしないので、Bはいかなる法的手続きをすべきかを平成19年2月10日に弁護士に相談した。

[設問1]

事実関係ⅠおよびⅡを前提として、下線部の状況のもとでなされた養子縁組に対し、Bの主張を通すには、Bはどのような法的処理をなしうるか。かつその方法の前後で、AとDとの身分関係に変化はあるかを説明しなさい。

【事実関係Ⅲ】

平成19年5月にAが死亡した。CがAの遺言(以下、本件遺言という)を発見し、速やかに検認に付された。本件遺言には、A名義の不動産(評価額約1億円)をBに相続させる旨の記載があった。その他のAの資産としては1億円の銀行預金がある。なおBはDの養子縁組について、何ら法的手続きをとっていないものとする。

[設問2]

事実関係ⅠおよびⅢを前提とすると、遺産は誰に、どのように承継されることになるか。本件遺言およびその他の遺産の法的性質に言及して答えなさい。

[設問3]

Cは、Aとの長期にわたる夫婦同然の生活実態が存在し、またAの介護や入退院の世話

などにあたってきたことから、Aの遺産に関してCには何らかの権利があると主張したい。
この考え方は判例・学説ではどのように考えられているかを論じなさい。

問題4

以下の事実関係を読み、設問に答えなさい。

【事実関係】

Y 株式会社（以下、Y 社という）は、取締役会設置会社であって委員会設置会社でない。また、Y 社は種類株式発行会社ではなく、株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の定款がある。

Y 社の代表取締役 A は、B 株式会社（以下、B 社という）から出資を受け、同社と提携することで事業の拡大を考えていた。B 社からは、^{1株につき}時価評価額の半額であれば、Y 社の株式を引受けてもよいとの返事があったので、Y 社は、臨時株主総会を開き、B 社に対して時価評価額の半額で株式を発行する特別決議を行った。

ところで、Y 社の株主 X は、B 社との提携にかねてから反対していたので、代表取締役 A は、臨時株主総会の開催にあたって X に対し招集通知の発送をしなかった。臨時株主総会の開催日から 2 週間後にその事実を知った X は、ただちに当該臨時株主総会決議の取消の訴えを提起したが、それにもかかわらず上記臨時株主総会の決議にしたがって、Y 社は B 社に対して株式の発行を行った。

〔設問〕 Y 社の B 社に対する新株発行の効力について論じなさい。

問題5

処分権主義と弁論主義について、それぞれ説明しなさい。その上で、適用場面に留意しつつ両原理の相違点と共通点を説明しなさい。ただし、上訴に関する事項について論じる必要はない。